

電気通信工事施工管理に関する実務経験として認められる主な工事種別・工事内容等

受検資格として認められる工事種別・工事内容	工事種別	工事内容
	有線電気通信設備工事	通信ケーブル工事、CATV ケーブル工事、伝送設備工事、電話交換設備工事 等
	無線電気通信設備工事	携帯電話設備工事（携帯局を除く）、衛星通信設備工事（可搬地球局を除く）、移動無線設備工事（移動局を除く）、固定系無線設備工事、航空保安無線設備工事、対空通信設備工事、海岸局無線設備工事、ラジオ再放送設備工事、空中線設備工事 等
	ネットワーク設備工事	LAN 設備工事、無線 LAN 設備工事 等
	情報設備工事	監視カメラ設備工事、コンピュータ設備工事、AI（人工知能）処理設備工事、映像・情報表示システム工事、案内表示システム工事、監視制御システム工事、河川情報システム工事、道路交通情報システム工事、ETC 設備工事（車両取付を除く）、指令システム工事、センサー情報収集システム工事、テレメータ設備工事、水文・気象等観測設備工事、レーダ雨量計設備工事、監視レーダ設備工事、ヘリコプター映像受信基地局設備工事、道路情報表示設備工事、放流警報設備工事、非常警報設備工事、信号システム工事、計装システム工事、入退室管理システム工事、デジタルサイネージ設備工事 等
	放送機械設備工事	放送用送信設備工事、放送用中継設備工事、FPU 受信基地局設備工事、放送用製作・編集・送出システム工事、CATV 放送設備工事、テレビ共同受信設備工事、構内放送設備工事 等

※上記表における工事内容と経験を有する件名が合致しない場合においても、上記表に該当する電気通信設備の据付調整まで含まれている場合は電気通信工事の実務経験として認められる。

※上記表においては、既にある設備の増設、改造、修繕に関する工事も実務経験として認められる。

※上記表の「携帯局を除く」とは、携帯電話端末、自動車電話車載機等の移動する側の無線通信設備を除くことを言います。

電気通信工事施工管理に関する実務経験として認められない主な工事種別・工事内容等

受検資格として認められない工事種別・工事内容	工事種別等	工事内容等
	電気通信設備取付	自動車、鉄道車両、建設機械、船舶、航空機等における電気通信設備の取付
	土木工事	通信管路（マンホール・ハンドホール）敷設工事、とう道築造工事、地中配管理設工事
	電気設備工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、受変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、ネオン装置工事、建築物等の「〇〇電気設備工事」等
	鋼構造物工事	通信鉄塔工事
	機械器具設置工事	プラント設備工事、エレベータ設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水（ポンプ場）機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事
	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、漏電火災警報設備工事

電気通信工事施工管理に関する実務経験として認められない業務・作業等

- ・設計、積算、保守、点検、維持メンテナンス、営業、事務などの業務
- ・工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など
- ・官公庁における行政及び行政指導、教育機関及び研究所等における教育・指導及び研究等
- ・工程管理、品質管理、安全管理等を含まない単純な労務作業等（単なる雑務のみの業務）
- ・据付調整を含まない工場製作のみの工事、製造及び購入
- ・アルバイトによる作業員としての経験